

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年1月横浜市規則第1号）			
旧		新	
別表第5（第4条第2項、第8条第1項） 建築物に関する指定施設整備基準		別表第5（第4条第2項、第8条第1項） 建築物に関する指定施設整備基準	
整備項目	指定施設整備基準	整備項目	指定施設整備基準
(省 略)		(省 略)	
13 標識	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 (ア省略) イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が <u>日本工業規格 Z 8210</u> に定められているときは、これに適合するもの）であること。 ((2)及び(3)省略)	13 標識	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 (ア省略) イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が <u>日本産業規格 Z 8210</u> に定められているときは、これに適合するもの）であること。 ((2)及び(3)省略)
(省 略)		(省 略)	
(備考省略)		(備考省略)	